

(報告) 環境アセスメントの最近の動向について

平成24年12月4日
商務流通保安グループ
電力安全課

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「アセス法」という。）に基づく環境アセス対象事業は、環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「アセス政令」という。）において定められており、発電所については一定規模以上の水力発電所、火力発電所、地熱発電所及び原子力発電所に係る工事が対象とされている。

平成23年11月、アセス政令の改正により、環境アセス対象事業として風力発電所に係る工事の事業が追加され、本年10月1日から施行されたところ。

これに伴い、以下の関係規定の整備を行った。

1. 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正

- (1) 改正の概要

アセス政令の施行に伴い、風力発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法を新たに定めるため、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」の一部を改正した（平成24年7月31日公布、平成24年10月1日施行）。

- (2) 主な改正の内容

- ①風力発電事業に係る第二種事業の判定の基準について（第二条）。

アセス政令に規定する第二種事業（風力発電事業については発電出力が7,500～10,000kW未満）について、環境アセスの実施の要否の判定を行うための基準を定めた。

- ②風力発電事業に係る環境アセスの参考項目について（第七条、別表第五）

一般的な風力発電事業に伴い影響を受けるおそれがあるとされる事項について、事業者が環境アセスを行う際に参考となる項目（以下「参考項目」という。）を定めた。

なお、実際の事業における環境アセスの項目は、事業者が参考項目を勘案しつつ事業特性、地域特性を踏まえて選定することとなる。

(参考) 風力発電事業に係る参考項目

環境要素の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	施設が存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音	騒音	○	○			○※ ¹
		振動	振動	○	○			
	水環境	水質	水の濁り		○	○		
		底質	有害物質		○			
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
		その他	風車の影※ ²					○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）				○	○	
		海域に生息する動物				○	○	
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）				○	○	
		海域に生育する植物				○	○	
生態系	地域を特徴づける生態系				○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○		
		残土				○		

※1 風車の稼働による低周波音を含む。

※2 風車の影とは、風車が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドウフリッカー）をいう。

③風力発電事業に係る環境アセスの参考手法について（第九条、別表第十）

第八条に定める調査、予測及び評価の手法の選定の基本的な考え方に基づき、事業者が環境アセスを行う際に参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を定めた。

なお、実際の事業における調査及び予測の手法は、事業者が参考手法を勘案しつつ事業特性、地域特性を踏まえて選定することとなる。

2. 電気事業法施行規則の一部改正

(1) 改正の概要

今般、環境アセス対象として風力発電事業が追加されたことに伴い、施行規則別表第一に規定されている第二種事業における簡易的な方法による環境アセスの実施について、風力発電事業に係る規定の追加を行った（平成24年10月1日公布及び施行）。

(2) 主な改正の内容

風力発電事業に係る騒音、振動、水質、動植物などに関する簡易な環境アセスの方法について、新たな規定を追加。

3. 環境影響評価法第53条第2項に基づく経過措置に係る告示制定

(1) 改正の目的

アセス法では、新たに環境アセスの対象事業となる事業がある場合、行政手続法第36条に規定する行政指導等に従って行われたアセス法類似手続きについては、これをアセス法に定められた手続きとみなす経過措置が採用できる。

NEDOガイドライン等により自主アセスを実施していたものが多数あることから、この経過措置を行うため、告示制定を行った（平成24年9月28日公布及び施行）。

(2) 主な改正の内容

アセス法第53条第1項各号に掲げる書類として、行政手続法第36条の規定に基づき定められた風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24・05・29 資庁第2号）に定める相当書類を指定。

(3) 経過措置の状況等

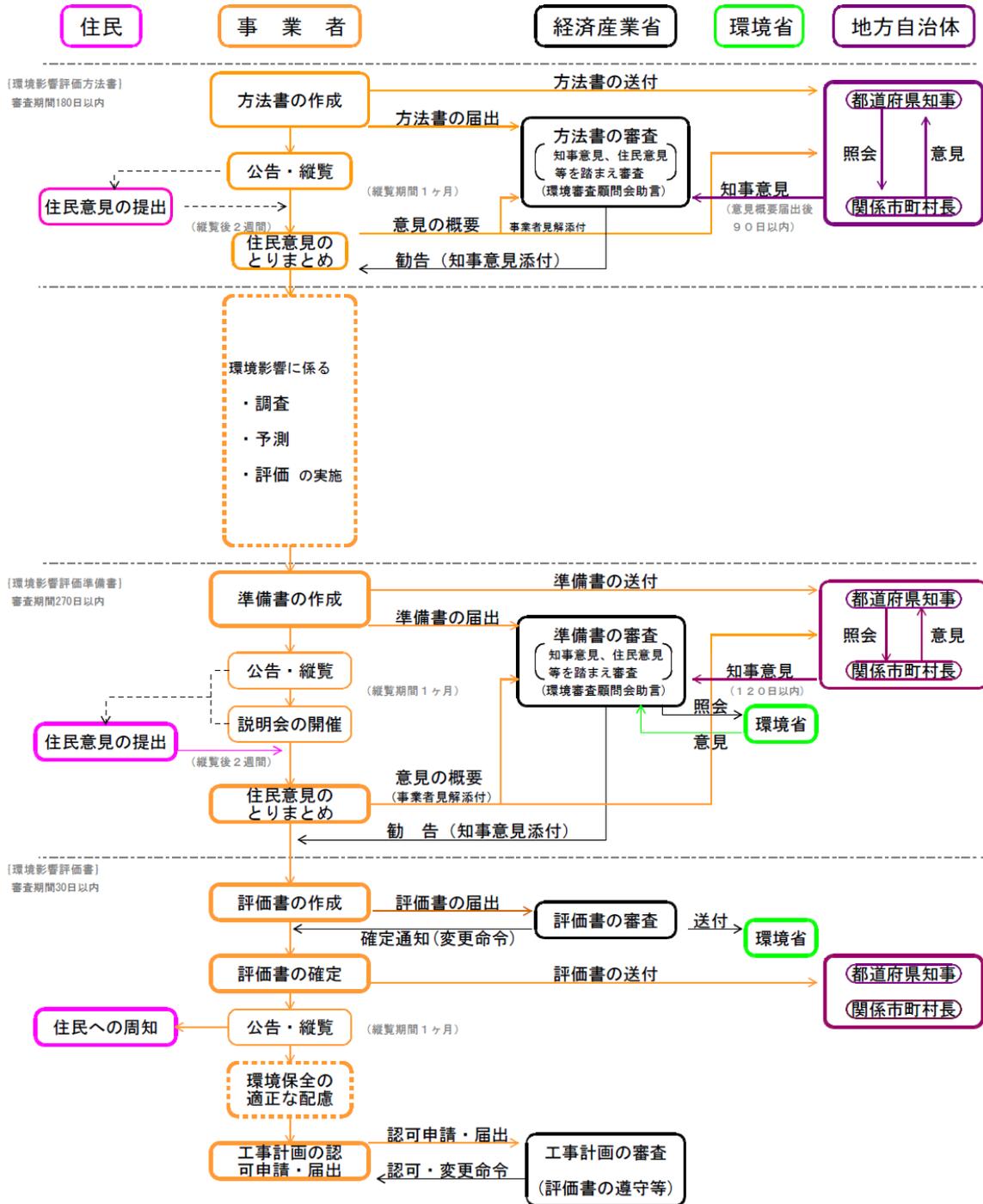
本経過措置の適用を受けた風力発電事業は計73件。経過措置の詳細な適用状況とその後の手続きの進捗状況は以下のとおり。

		届出件数	進捗状況
方法書段階のもの	住民意見の提出がなされた段階のもの	0件	
	住民意見の概要及び事業者見解の届出がなされた段階のもの	0件	
	都道府県知事意見の提出がなされた段階のもの	37件	うち35件は経済産業大臣勧告済（方法書手続き終了）
	小計	37件	
準備書段階のもの	住民意見の提出がなされた段階のもの	7件	手続中
	住民意見の概要及び事業者見解の届出がなされた段階のもの	12件	手続中。
	都道府県知事意見の提出がなされた段階のもの	14件	うち12件は経済産業大臣勧告済（準備書手続き終了）
	小計	33件	
評価書段階のもの	評価書の作成がなされた段階のもの	0件	
	評価書の公告・縦覧がなされた段階のもの	3件	評価書確定済（アセス手続き終了）
	小計	3件	
経過措置案件の合計		73件	

注：表中の進捗状況は、平成24年11月末現在の状況。

(参考) 発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図<現行>

1. 第1種事業



計画段階環境配慮書手続等の新設に伴う主務省令の今後の改正について

平成 24 年 12 月
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正の概要

平成 23 年 4 月、「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 27 号）により、計画段階環境配慮書手続や環境保全措置等の結果の公表等の手続等が新設されたことから、発電所に係る主務省令を改正し、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）」の一部を改正する予定（平成 24 年 8 月 7 日～9 月 5 日パブリックコメント実施済、平成 24 年 12 月公布予定、平成 25 年 4 月 1 日施行予定）。

なお、改正内容については、環境省が定める基本的事項を踏まえ、発電所の事業特性を勘案した実現可能なものとしている。

2. 主な改正案の内容

（1）計画段階配慮事項の検討を行うべき段階（法第 3 条の 2 第 1 項関係）

計画段階配慮事項の検討は、発電設備等の構造若しくは配置又は事業の位置若しくは規模を検討する段階に行うことを新規に追加する。

（2）計画段階配慮事項の選定等指針（法第 3 条の 2 第 3 項関係）

発電設備等の構造若しくは配置又は事業の位置若しくは規模に関する適切な複数案を設定することを基本とし、構造等に関する複数案を設定しない場合は理由を明記することなどを新規に追加する。

（3）計画段階配慮事項について関係行政機関等の意見を求める場合の指針（法第 3 条の 7 第 1 項関係）

一般及び関係地方公共団体の長への環境の保全の見地からの意見を求めることを基本とし、求めない場合は理由を明らかにすることなどを新規に追加する。

（4）第二種事業の判定基準（法第 4 条第 3 項関係）

第二種事業の判定に当たり考慮すべき「重要な自然環境」の範囲を一部改正する。

（5）環境影響評価項目等選定指針（法第 11 条第 1 項関係）

評価項目及び調査・予測・評価の手法の選定に当たって整理する地域特性・事業

特性は、計画段階配慮以降の検討経緯を整理した上で、不足するものについて把握することなどを一部改正する。

(6) 環境保全措置指針（法第 12 条第 1 項関係）

計画段階配慮書において構造等に関する複数案の比較を行った場合は、環境保全措置の検討に当たって、当該複数案から構造等の決定に至る過程で、どのように環境影響が回避又は低減されているかの検討の内容についても明らかにすることなどを一部改正する。

(7) 報告書作成指針（法第 38 条の 2 第 1 項関係）

発電所事業に係る工事が完了した段階で報告書を作成し、その際、当該工事に当たって講じた環境保全措置の効果を確認し、報告書に含めるよう努めること、また、必要に応じて、工事中又は施設の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表することなどを新規に追加する。

発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議について

平成24年12月
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 連絡会議の設置

東日本大震災以降の厳しい電力需給ひっ迫等により、早急な電源確保のニーズが高まっており、環境アセスメントの迅速化が課題となっている。また、火力発電所リプレイスについては環境負荷が低減される場合が多いことから、環境アセスメントの迅速化は、環境対策上も意義がある。

このような中、平成24年8月24日に、細野環境大臣から、従来3年程要していた環境アセスメント手続に係る期間を、運用上の取組によって、火力発電所リプレイスについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所についてはおおむね半減させるという方針が示された。また、同年9月14日にまとめられた革新的エネルギー・環境戦略において、風力・地熱発電所や火力発電所リプレイスの環境影響評価の簡素化・迅速化、高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力の新增設の環境影響評価の迅速化に取り組む旨明記されたところ。

これらを受け、その具体的な方策について、環境省及び経済産業省の緊密な連携の下で早急に検討を進めるため、平成24年9月、両省の課室長クラスによる「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を設置。

2. 連絡会議の構成

環境省：総合環境政策局環境影響評価課長

総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室長

地球環境局総務課低炭素社会推進室長

自然環境局国立公園課長

経済産業省：産業技術環境局環境政策課長

産業技術環境局環境政策課環境指導室長

商務流通保安グループ電力安全課長

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長

資源エネルギー庁資源・燃料部政策課長

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー対策課長

3. 検討事項

- (1) 火力発電所リプレースの審査プロセス等における国、自治体、事業者の運用改善等による環境アセスメントの期間短縮
- (2) 火力発電所リプレースにおける環境アセスメントの簡素化
- (3) 火力発電所リプレースにおける撤去工事に関する環境アセスメント上の取扱いについての整理
- (4) 「火力発電所リプレース」の定義の明確化
- (5) 風力発電所、地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・迅速化
- (6) 火力発電所の新增設における環境アセスメントの迅速化
- (7) その他火力発電所等における環境アセスメントの迅速化に資する関係法令の制度・運用上の見直し

4. 今後の進め方

- 9月27日 第1回連絡会議を開催
- 10月～11月 関係事業者、関係団体よりヒアリング
- “ 審査プロセスの迅速化等について具体的方策を検討 等
- 11月27日 中間報告の公表（詳細は別紙のとおり）
- 年内 具体的方策の内容について結論

発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告概要

平成 24 年 11 月 27 日

環境省・経済産業省

1. 火力発電所リプレース関係

(1) 「火力発電所リプレース」の定義の明確化

迅速化・簡素化の対象となる下記（A）及び（B）いずれの要件にも該当する「改善リプレース」であって、火力発電所リプレースの前後で燃料種や事業主体が変わるもの、新規設備の運転開始後に既設設備の稼働を廃止させるものについても「改善リプレース」として明確化

- (A) 温室効果ガス排出量、大気汚染物質排出量、水質汚濁物質排出量及び温排水排出熱量の低減が図られるもの
- (B) 対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定される等により、土地改変等による環境影響が限定的となり得るもの

(2) 火力発電所リプレースの審査プロセス等における国、自治体、事業者の運用改善等による環境アセスメントの期間短縮についての具体的方策

改善リプレースについて、自治体の協力を得ながら国の審査を自治体の審査と同時並行的に進めること等により、全体で 150 日程度の国の審査期間を最短で 45 日程度に短縮

※自治体に対しては、国の審査期間短縮への協力、国の取組を参考に自治体の審査期間短縮を図るよう、事業者に対しては、資料作成期間の短縮化等を図るよう協力を要請

(3) 火力発電所リプレースにおける環境アセスメントの簡素化についての具体的方策

リプレースガイドライン（平成 24 年 3 月環境省）を活用すること等により、調査及び予測手法を合理化（1 年程度の期間短縮）。また、隣接事業地でのリプレースの取扱い、動植物及び生態系に係る調査の合理化の条件等、同ガイドラインの内容の拡充について、検討会において整理

(4) 火力発電所リプレースにおける撤去工事に関する環境アセスメント上の取扱いについての整理

環境アセスメントの対象となる「対象事業の一部」である撤去工事を、「新たな

設備の設置に不可欠な撤去であって、かつ、新たな設備の設置工事期間中に同時並行的に実施されるもの」とする方向で、上記（３）の検討会において合わせて整理

（５）火力発電所リプレースに係る環境アセスメントにおけるCO₂に関する環境影響の扱いの整理

環境アセスメントの際の評価の観点（①新たに設置する設備がBATとなっているか、②国等の計画との整合性がとれているか）について、火力発電所リプレースに係る環境アセスメントにおける扱いを今後検討

2. 風力発電所、地熱発電所関係

（１）風力発電所、地熱発電所の審査プロセス等の運用改善による環境アセスメントの期間短縮についての具体的方策

1.（２）の国の取組及び事業者の取組のうち、適用できるものを実施。また、審査期間短縮の意向を有する自治体に対しては、1.（２）の取組を参考とするよう提示

（２）風力発電所、地熱発電所における環境アセスメントの簡素化についての具体的方策

環境省及び経済産業省は、環境アセスメントの簡素化に資する環境情報を収集・整備するとともに、収集・整理された情報を統合的に利用可能とする方策について検討

経済産業省は、配慮書段階以前における環境影響調査の前倒し実施等について、実質的な審査の迅速化に資するよう、調査手法等に係る知見を整理し、手引き等において提示

事業者は、環境省及び経済産業省が整備した環境情報、自治体や専門機関等が所する既存情報等を活用することにより、現地調査に係る期間を短縮

3. 火力発電所の新增設等への適用

（１）審査期間の短縮

1.（２）の国の取組及び事業者の取組のうち、適用できるものを実施。また、審査期間短縮の意向を有する自治体に対しては、1.（２）の取組を参考とするよう提示

（２）石炭火力等の火力発電所に係る環境アセスメントにおけるCO₂に関する環境影響の取扱いの整理

一般的に環境負荷が純増するという事業特性を踏まえた上で、新增設において1.（５）の整理を適用

4. 今後の進め方

- (1) 上記の取組について、今後、環境アセスメント案件について順次適用。この際、既に環境アセスメント手続に入っている案件についても、可能な範囲で先行的に適用
- (2) 本連絡会議の検討事項のうち残ったものについては、本中間報告後にも検討を続け、年内を目途に結論を得て発表
- (3) リプレイスガイドラインの改訂等、検討会において整理・検討することとしたものについては、年度内を目途に結論
- (4) 今後の取組について、両省で連携して適宜フォローアップ